

川口市電力の購入契約に係る競争入札の参加資格要件に関する要綱

(趣旨)

第1条 市が行う電力の購入契約に係る競争入札については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、川口市契約に関する規則(昭和39年規則第14号)その他別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(競争入札の参加資格要件)

第2条 電力の購入契約に係る競争入札に参加することのできる者は、その資格要件として別に定める電力の購入契約に関する環境配慮項目評価基準以上の評価点を有している者でなければならない。

2 前項の評価点の算定は、当該入札に参加しようとする者から提出される別記様式の報告書に基づき行うものとする。

(競争入札への参加事業者)

第3条 電力の購入契約に係る競争入札は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。